

評価倍率表（ゴルフ場用地等用）

1 市街化区域及びそれに近接する地域にあるゴルフ場用地等の倍率

次表に掲げる倍率は、財産評価基本通達 83（ゴルフ場の用に供されている土地の評価）の(1)の定めにより、「そのゴルフ場用地が宅地であるとした場合の1平方メートル当たりの価額」を算出する場合に使用するものです（同 83-2（遊園地等の用に供されている土地の評価）のただし書で準用する場合の遊園地等用地を評価する場合も含みます。）。

次表に掲げるゴルフ場用地等の価額は、次の算式で計算した価額により評価します。

$$\left(\begin{array}{l} \text{そのゴルフ場用地等の} \\ \text{1平方メートル当たり} \\ \text{の固定資産税評価額} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{次表に} \\ \text{掲げる} \\ \text{倍率} \end{array} \right) \times \text{地積} \times \frac{60}{100} - \left(\begin{array}{l} \text{ゴルフ場用地等を} \\ \text{宅地に造成する場} \\ \text{合の造成費相当額} \end{array} \right) \times \text{地積}$$

- (注) 1 ゴルフ場用地等を宅地に造成する場合の造成費相当額は、市街地農地等の評価に係る宅地造成費を適用します。
- 2 次の①及び②以外のゴルフ場用地(いわゆるミニゴルフ場用地)を評価する場合には、上記の算式では計算せず、通常の雑種地と同様に評価します。
- ① 地積が10万平方メートル以上でホール数が18以上あり、かつ、ホールの平均距離が100メートル以上のもの
- ② ホール数が9～17でホールの平均距離が150メートル以上のもの
- また、地積が10万平方メートルに満たない遊園地等用地を評価する場合についても、上記の算式では計算せず、通常の雑種地と同様に評価します。

音順	ゴルフ場用地等の名称	固定資産税評価額に乗ずる倍率
す	鈴鹿サーキット	2.2
な	ナガシマスパーランド	1.6

(注) 路線価地域にあるゴルフ場用地等については、路線価により評価します。

令和8年分 (三重県)

2 上記1以外の地域にあるゴルフ場用地等の倍率

次表に掲げる倍率は、財産評価基本通達83の(2)の定めによりゴルフ場用地を評価する場合に使用するものです(同83-2のただし書で準用する場合の遊園地等用地を含みます。)

次表に掲げる地域にあるゴルフ場用地等の価額は、次の算式で計算した価額により評価します。

$$\text{そのゴルフ場用地等の固定資産税評価額} \times \text{次表に掲げる倍率}$$

(注) 次の①及び②以外のゴルフ場用地(いわゆるミニゴルフ場用地)を評価する場合には、上記の算式では計算せず、通常の雑種地と同様に評価します。

- ① 地積が10万平方メートル以上でホール数が18以上あり、かつ、ホールの平均距離が100メートル以上のもの
- ② ホール数が9～17でホールの平均距離が150メートル以上のもの
また、地積が10万平方メートルに満たない遊園地等用地を評価する場合についても、上記の算式では計算せず、通常の雑種地と同様に評価します。

音順	適用地域等			固定資産税評価額に乗ずる倍率
い	伊賀市	愛田	ゴルフ場用地	2.9
		円徳院	ゴルフ場用地	3.0
		大滝	ゴルフ場用地	3.3
		上郡	ゴルフ場用地	2.4
		霧生	ゴルフ場用地	1.7
		島ヶ原	ゴルフ場用地	3.1
		田中	ゴルフ場用地	2.9
		西之澤	ゴルフ場用地	2.6
		西山	ゴルフ場用地	2.6
		比土	ゴルフ場用地	1.5
		槇山	ゴルフ場用地	2.5
	伊勢市	朝熊町	ゴルフ場用地	2.1
		二見町三津	遊園地等用地	6.0
	いなべ市	員弁町市之原	ゴルフ場用地	1.9
員弁町畑新田		ゴルフ場用地	2.1	

令和8年分
(三重県)

音順	適用地域等			固定資産税評価額に乗ずる倍率	
い	いなべ市	員弁町東一色	ゴルフ場用地	3.0	
		藤原町上相場	ゴルフ場用地	1.1	
		藤原町篠立	ゴルフ場用地	1.9	
		北勢町阿下喜	ゴルフ場用地	2.0	
		北勢町川原	ゴルフ場用地	1.7	
か	亀山市	小川町	ゴルフ場用地	1.8	
		加太梶ヶ坂	ゴルフ場用地	2.5	
		両尾町	ゴルフ場用地	2.3	
		山下町	ゴルフ場用地	1.8	
く	桑名市	嘉例川	ゴルフ場用地	2.3	
		多度町古野	ゴルフ場用地	2.3	
		長島町駒江	遊園地等用地	1.2	
こ	菰野町	菰野	ゴルフ場用地	6.2	
		千草	ゴルフ場用地	2.9	
し	志摩市	阿児町鶴方	ゴルフ場用地	3.1	
		磯部町坂崎	遊園地等用地	2.9	
		磯部町の矢	ゴルフ場用地	2.8	
		浜島町迫子	ゴルフ場用地	2.8	
			遊園地等用地	鴻ノ浦山	2.6
				上記以外	2.1
す	鈴鹿市	ゴルフ場用地	1.8		
た	多気町	遊園地等用地	1.1		
	玉城町	ゴルフ場用地	2.1		
つ	津市	一志町井生	ゴルフ場用地	1.3	
		一志町大仰	ゴルフ場用地	1.3	
		一志町波瀬	ゴルフ場用地	1.3	
		芸濃町	ゴルフ場用地	1.1	
		白山町	ゴルフ場用地	1.2	
		美里町	ゴルフ場用地	1.0	

令和8年分
(三重県)

音順	適用地域等			固定資産税評価額に乗ずる倍率
つ	津市	美杉町下多気	ゴルフ場用地	1.3
		美杉町竹原	ゴルフ場用地	1.3
		上記以外	ゴルフ場用地	1.1
と	東員町		ゴルフ場用地	3.1
な	名張市	神屋	ゴルフ場用地	1.0
		上小波田	ゴルフ場用地	1.5
		薦生	ゴルフ場用地	1.2
		滝之原	ゴルフ場用地	1.3
ま	松阪市	下村町	ゴルフ場用地	3.5
		上記以外	ゴルフ場用地	1.4
よ	四日市市	内山町	ゴルフ場用地	2.2
		桜町	ゴルフ場用地	2.2
		水沢町	ゴルフ場用地	2.2
		山城町	ゴルフ場用地	1.7
		山之一色町	ゴルフ場用地	1.6